

第24期第27回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和4年10月12日(水)午前10時から午前11時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 石手啓夫、井口哲哉、井之口喜實夫、榎本重恭、尾崎賀一、  
加藤和雄、木村隆昭、篠田政巳、瀧島規秀、西貝孝之、半田保之、  
増田義二、宮本兼一、本橋朋和 計14名
- 4 欠席委員 相原和彦、田中大代 2名
- 5 議 案
  - (1) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について (第1号)
  - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第2号)
  - (3) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第3～11号)
  - (4) 生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について (第12～14号)
  - (5) 東京都指導農業士の推薦について (第15号)
- 6 報 告
  - (1) 東京都市計画生産緑地地区の変更について
  - (2) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
  - (3) 農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号  
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

西 貝 孝 之 会 長 皆様、おはようございます。第24期第27回練馬区農業委員会総会を開催いたします。なお、半田保之委員はオンラインでの出席になります。よろしく申し上げます。

事 務 局 ただいまの出席委員数は14名、欠席委員数は2名、欠席の届け出のあった委員は相原和彦委員、田中大代委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。

西 貝 孝 之 会 長 今回の署名人は、篠田政巳委員と瀧島規秀委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。

総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定について」です。

令和4年9月5日付けで都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づき練馬区長から事業計画の認定について協議があった。ついては、申請内容が同項に掲げる要件に該当すると認められるため、下記のとおり決定する。

**【申請者、土地所有者、申請地の所在などについて説明】**

引き続き、ご説明をいたします。別冊資料のインデックス3をお開きください。自ら耕作の事業の用に供するために都市農地を貸借する場合の流れです。先月の協議会で書類の事前確認をしていただき、その後担当委員による現地確認調査を行いました。現在は、総会での判断の部分となります。続きまして、インデックス3の4ページをお願いします。今回の申請者は常時従事する個人ですので、認定

要件のうち①都市農業機能発揮要件、②地域との調和要件、③全部効率利用要件の3つを満たす必要があります。議案の4ページをお願いします。4ページから10ページが事業計画の認定申請書です。

2 賃借権等の設定を受ける都市農地の貸借期間は事業計画認定から2年間です。5ページをお願いします。3 都市農地における耕作の事業の内容についてです。イとしましては、有機野菜を露地栽培し、板橋区内の直売所や都内飲食店にて販売するとのことです。

具体的には主に収穫期を冬から春と春から初夏の2回に分けて作付けを行う。冬から春採りは圃場の3分の1を使用し、主に、コマツナやキャベツ、ノラボウナ等、春から初夏は圃場の3分の1を使用し、主にキャベツやトウモロコシ、ハルダイコン等、残りの3分の1は補助的に使う。こちらの具体的な収穫の仕方については、今回の現地確認調査を経て、事業内容が追記されたところでございます。

ハの(2)としましては、有機栽培で無農薬、化学肥料不使用を行う。

ハの(3)としましては、収益性を上げるために付加価値の高い有機野菜で近隣のスーパー等には置いていない珍しい品種を栽培するといったことが記載されています。申請者と所有者の役割は、表の下に記載があります。4 申請者が行う耕作の事業に必要な農作業への

従事状況です。申請者の年間従事日数は、現状300日、賃借権等の設定後300日です。Ⅱ 選択項目です。申請者はイの常時従事すると認められる個人に該当することから、記載が必要な項目は5-1、5-

2及び6となります。5-1 申請者が現に所有権ならびに使用および収益を目的とする権利を有している農地の利用状況です。自作地が畑3,200㎡、借入地が畑4,890㎡となっております。5-2 申請者の機械の所有状況、農作業に従事する者の数等の状況です。(1)

作付作物、作物別の作付面積です。権利取得後は、畑9,159.30㎡で野菜を作付けします。(2) 大農機具はトラクター1台、耕運機1台

です。(3) 農作業に従事する者です。①申請者本人の農作業経験は

3年、農業技術修学歴は2年です。②申請者本人以外の常時労働力は1人です。③臨時雇用労働力は他市の畑で1人、今後練馬区の畑で1人増員予定です。④住所地からの平均距離は車で20分です。6周辺地域との関係です。周辺は宅地化されており、周辺の農地への農業上の利用による影響はありません。また農薬は使用しません。草は生やすが、通路部分の草や伸びすぎた草は随時刈り、適切に管理をするという記載になっています。11ページから14ページまでが、農地の使用貸借契約書です。お目通しください。15ページは、借受地における営農計画です。借受人の営農状況は記載の通りでございます。こちらの畑の総面積が9153.3㎡となっておりますが、9159.3㎡の誤記ということでございますので、申請者に連絡を取って後ほど修正をさせていただきます。借受地の計画についてです。借受地においては以下の有機野菜を露地栽培する。春夏はエダマメや葉物野菜等、秋冬はサツマイモと葉物野菜等。販売については、現在の庭先販売が中心。作と作の間にはソルゴーなどの緑肥を播種し、すき込むことで土作りを行う。通路部分の草や伸びすぎた草は随時刈る。また、畝間に緑肥を植え、雑草対策をするということになってございます。資料の2ページへお戻りください。事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、増田義二委員お願いします。

増田義二委員 9月28日に、井之口喜實夫委員と事務局2名と現地調査に行ってきました。申請者と土地所有者、そしてJA東京あおばの担当者に立ち会っていただきました。貸借地における作付範囲は、前回訪問時に比べると拡大しており、敷地の3分の2程度を季節野菜の作付けおよび作付準備に利用していました。具体的には、冬に向けてのブロッコリーやキャベツ、ビーツ等が作付けされ、コマツナを今後植

える予定とのことです。残りの3分の1はソルゴーなどの緑肥が植えられたり、西洋人参のパーソニック等の野菜やゴボウ、アカトウガラシを実験的に栽培していました。道路との境界には防草シートが設置されており、下草も、農地パトロールの基準と比べると、適正に管理されていました。販売は、板橋区にある所有農地での直売や区内外の飲食店に卸しているとのこと。土地所有者の1割従事についても確認しました。また、現地確認の後、申請者の所有している板橋区の畑にも行ってきました。畑には、ダイコン、サトイモ、モロヘイヤ等の露地野菜を栽培していました。下草等も農地パトロールの基準と比べると、適正に管理されていました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和4年9月16日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

**【申請者、申請地などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 9月29日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
(1) から (4) の畑では、ミカンやカキ、イチジク等の果樹が植  
えられていました。また、ダイコンやハクサイ、サトイモ等が作付  
けされていました。販売は、庭先販売とのこと。境界も確認し  
ました。よろしくをお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願  
いします。

事 務 局 議議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を  
行っている旨の証明について」です。令和4年9月20日に標記の申  
請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、井口哲哉委員お願いします。

井 口 哲 哉 委 員 9月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
畑にはハウスが6棟あり、ナスやミニトマト、ネギ等が作付けされ  
ていました。また、パンジー等の切花もございました。販売は、全

て直売所で販売するとのこと。畑も綺麗にしてありました。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員お願ひします。

瀧島規秀委員 9月21日に事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑にはカキが約30本植えてありました。販売は、自家消費と近所の方に販売しているとのこと。下草も適正に管理していました。

境界もすべて確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問などございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに22ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長

それでは、瀧島規秀委員をお願いします。

瀧島規秀委員

9月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑にはナスとカボチャが植えてありました。販売は、自宅の前で無人販売をしているとのことです。境界も確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに24ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月21日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員お願いします。

瀧島規秀委員 9月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。畑の西側に農作業用のパイプで組んだ資材置き場があり、ナスやタマネギ、ダイコン等が作付けされていました。南側にはカキやミカン、サトイモ等が作付けされていました。販売は、自販機で販売しているとのことでした。下草も適正に管理されていました。境界もすべて確認しました。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに26ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加 藤 和 雄 委 員 9月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1) から (3) の畑ではブルーベリーを栽培しており、摘み取り等を行っているとのこと。また、そこで養蜂も行っています。

(4) の畑は、西側にイチジクが8本ほど植えてあり、東側にはブルーベリーの苗が植わっていました。販売は、摘み取りとJA直売所へ出荷しているとのこと。境界も確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに28ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月22日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 9月22日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑の東側半分にかきが26本ほど植わっており、西側にはレモンやデコポン等の柑橘類が30本ほど植えてありました。(4)の畑にはウメが植えてありました。(5)と(6)の畑には、西側にカキが10本、南側にイチジクが9本ほどありました。北東側には竹林があり、綺麗に整理してありました。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに30ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願ひします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月26日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、加藤和雄委員お願ひします。

加藤和雄委員 9月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

畑にはハクサイやナス、ニンジン等が作付けされており、南側にはハウスが1棟ありました。庭先販売を行っているとのこと。境

界も確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願ひします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに32ページです。議案第10号について、事務局から説明をお願ひします。

事 務 局 議案第10号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月29日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願ひします。

増 田 義 二 委 員 9月29日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)の畑にはハウスが1棟あり、その中でキュウリとトマトが作付けされていましたが、現在は収穫が終わっていました。また、パッションフルーツとミカンが植えられていました。(2)の畑にはナスやモロヘイヤ、トウガラシ等が作付けされてきました。(3)(4)の畑は、一部が高松小学校の体験農園となっており、ダイコンとサツマイモが作付けされてきました。他に、アカダイコンやハクサイ、ミニハクサイ等が作付けされてきました。販売は庭先販売とJA直売所とのことです。境界も確認しました。よろしくお願ひします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)  
それでは、承認とします。

つぎに34ページです。議案第11号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第11号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。令和4年9月29日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。  
**【申請者、特例農地等の所在などについて説明】**  
事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 それでは、増田義二委員お願いします。

増 田 義 二 委 員 9月29日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。  
(1)の畑は、現在は作付けされていませんが、今後ブルーベリーを植える予定とのことです。(2)(3)の畑には、ブルーベリーやキウイフルーツ、カキが植えられています。販売は、ブルーベリーは摘み取り、キウイフルーツはJA直売所への出荷とのことです。  
境界も確認しました。よろしくお願いします。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。  
(発言なし)  
本件承認としてよろしいでしょうか。  
(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに36ページです。議案第12号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年8月26日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、現地調査について報告をお願いします。

事務局 9月21日に相原和彦委員と事務局2名で事実調査に行ってきました。(1)から(4)の畑ですが、大部分が耕作されている状態で、一部でエダマメやハクサイ、ダイコン等の露地野菜が栽培されておりました。(5)から(8)の畑には、トウガラシやニンジン、オクラ等の露地野菜が作付けされており、ミカン等の果樹も一部作付けされておりました。販売はJA直売所と庭先販売とのことです。境界も確認しました。証明対象者が生前農業に従事していたことは申請者への聞き取りにより確認しております。よろしくをお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに38ページです。議案第13号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第13号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年9月20日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、瀧島規秀委員をお願いします。

瀧島規秀委員 9月21日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。証明対象者は70歳までサツキを栽培していましたが、12年前に病気を患った後は、申請者の息子さんが無農薬の野菜を栽培しています。(1)(2)の畑には、スイカやピーマン、ナス等が作付けされました。また、ハウスが1棟あり、農業資材が管理されていました。(3)の畑には、スイカやスナックエンドウ、オクラ等が作付けされていました。(4)(5)の畑には、ニンジンやオクラ、カキ等が作付けされていました。(6)(7)の畑には、ハウスが2棟あり、その中でキュウリやトマト、ゴーヤ等が作付けされ、西側にはサトイモ、南西側にはサツキ、マツ等が植わっていました。自宅で販売しているとのこと。境界も確認しました。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに40ページです。議案第14号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第14号「生産緑地の買取申出に係る農業の主たる従事者の証明について」です。令和4年8月18日付けで標記の申請があり、下記のとおり農業の主たる従事者に該当することを確認したので証明する。

【申請者、証明対象者などについて説明】

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 それでは、加藤和雄委員お願いします。

加藤和雄委員 9月26日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。証明対象者は亡くなる2年前まで野菜を作っており、その後は奥さんが耕作しておられました。(1)の畑は、綺麗に耕運されておりました。(2)の畑には、ニンジンやネギ、タマネギ等が作付けされました。(3)(4)の畑には、サトイモやダイコン、ネギ等がございました。南東には竹林があり、綺麗に管理してありました。(5)から(9)の畑には、サツキが200本ほど、トキワマンサクが50本ほど、ツゲが100本ほどございました。自家消費と近隣に配布しているとのことです。よろしくお願いします。

西貝孝之会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに42ページです。議案第15号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号「東京都指導農業士の推薦について」です。令和4年9月26日付けで、下記の者より「東京都指導農業士認定申請書」が提出されたので、東京都知事宛て推薦する。

**【被推薦者、住所などについて説明】**

事務局からは以上です。

西貝孝之会長 事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに、46ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「東京都市計画生産緑地地区の変更について」です。令和4年9月29日付け4練都第553号にて練馬区長から通知があったので、下記のとおり報告する。記書きです。

**【名称、告示などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

次に、54ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は1件です。

**【物件地番・地積、申請者などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに56ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 「農地法第4条第1項第8号および農地法第5条第1項第7号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和4年9月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

**【届出件数、面積などについて説明】**

事務局からは以上です。

西 貝 孝 之 会 長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1 枚目の次第をお願いします。

3 その他です。事務局から何かありますか。

事 務 局 特にありません。

西 貝 孝 之 会 長 委員の皆さまからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第27回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人